

名古屋市職員共済組合組合会会議規則

(昭和 37 年 12 月 1 日)
名古屋市職員共済組合規則第 2 号)

最近改正 令和 3 年 3 月 1 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市職員共済組合の定款第 22 条の規定に基づき、組合会の会議に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の開閉)

第 2 条 議長は、会議を開くとき、及び会議を閉じるときは、それぞれその旨を述べなければならない。

(事件説明)

第 3 条 議長は、会議に付する事件の概要を、当該事件の議事に入る前に説明するものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、議員を指名してその者に説明させることができる。

(議事の進行)

第 4 条 議長は、会議の承認を得たときは、質疑及び討論を一括し、あるいはその一方又は両方を省略することができる。

2 議長は、なお発言者がある場合でも論旨が尽きたと認めたときは、討論を打ちきることができる。

(発言)

第 5 条 会議において発言しようとする議員は、議長の許可を受けなければならない。

2 すべて発言は簡明を旨とし、議題外にわたってはならない。

(採決)

第 6 条 議長は、採決しようとするときは、採決に付する問題をあきらかにしなければならない。

2 採決の方法は、挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき、又は議員 2 人以上から要求があるときは、無記名投票の方法による。

3 議長は、採決の結果をあきらかにしなければならない。

4 議長は、採決に付する問題について異議の有無を会議にはかり、異議がないと認めたときは、問題を採決しないで決定することができる。

5 議員は、採決又は決定の更正を求めることができない。

(選挙)

第7条 組合の監事の選挙については、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第12条第1項の規定及びこの規則第6条第2項の規定を準用する。この場合において、この規則第6条第2項中「採決」とあるのは「監事の選挙」と読み替えるものとする。

(事務局職員等の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、組合の事務局の事務局長その他の職員、組合員及びその他の者を会議に出席させ、その意見を求め、及び資料を提出させることができる。

(委任状)

第9条 定款第21条第2項の規定に基づき、代理人である議員が提出しなければならない。書面の様式は、別紙様式のとおりとする。互選議員は、各選挙区において選挙する。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し疑義があるときは、議長の定めるところによる。

附 則

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和44年6月25日)
(名古屋市職員共済組合規則第2号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日)
(名古屋市職員共済組合規則第2号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (平成元年3月18日)
(名古屋市職員共済組合規則第1号)

この規則は、公告の日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日)
(名古屋市職員共済組合規則第2号)

この規則は、公告の日から施行する。

別紙様式

委 任 状

年 月 日

名古屋市職員共済組合
組合会議員

名古屋市職員共済組合定款第21条第1項の規定に基づき、 年
月 日の組合会における議決権及び選挙権の行使を下記の者に委任
します。

記

名古屋市職員共済組合組合会議員